

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

( 妙見町地区計画 )

( 名古屋市決定 )

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画妙見町地区計画を次のように決定する。

	名 称	妙見町地区計画
	位 置	名古屋市昭和区妙見町及び山手通3丁目の各一部
	面 積	約4.3ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、市の東部丘陵地にある山手グリーンロード東側沿線に位置し、緑や社寺、大学等の資源により自然・歴史・文化が感じられる地区である。</p> <p>地区内には名城線八事日赤駅に直結する名古屋第二赤十字病院が立地し、地域がん診療連携拠点病院、救命救急センター及び災害拠点病院として地域のニーズに応じた医療を提供してきた。</p> <p>本地区では、周辺地域と調和した良好な環境を維持しつつ、増加するがん患者への高度・先端医療サービスの提供、救命救急センター及び災害拠点病院としての機能強化のために必要な施設整備をさらに進めることにより、地域の医療拠点の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>地区の特性に応じて区域を東地区と西地区に区分し、それぞれ次の方針に基づいた土地利用を図る。</p> <p>1 東地区 地区周辺と調和した良好な環境を維持しつつ、医療施設及び付帯施設の更新、再配置により土地の高度利用を図る。</p> <p>2 西地区 地区周辺と調和した良好な環境を維持しつつ、商業施設を中心とした土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区周辺と調和した良好な環境の形成を図るため、以下の施設整備を行う。</p> <p>1 地区周辺住民等の安全な通行空間を確保するため、東地区を横断する歩行者用通路を整備する。</p> <p>2 周辺環境との調和を図るため、地区東側に緑地を適切に配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1 地区内及び周辺の文教環境の維持を図るため、用途の制限を定める。</p> <p>2 敷地内に地区施設や必要な空地を確保するため、建ぺい率の最高限度及び壁面の位置の制限を定める。</p> <p>3 病院の合理的な土地利用及び周辺との調和を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>4 緑豊かな良好な環境を形成するため、建築物の緑化率の最低限度を定める。</p>

		5 良好な都市環境の形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	歩行者用通路 幅員 6.0 m、延長 約85 m 緑地 面積 約350㎡ (配置は計画図表示のとおり。ただし、緑地については車両の乗り入れ等計画上やむを得ない部分を除くことができる)		
	地区の区分	区分の名称	東地区	
		区分の面積	約4.1ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの 2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 3 倉庫業を営む倉庫 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 店舗、飲食店又は展示場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業、第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの	
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6(建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第3項第2号に該当する建築物については10分の7) ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りでない。	—
壁面の位置の制限		敷地面積が500㎡以上の建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、計画図に示す数値以上でなければならない。 ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。		
建築物等の高さの最高限度	建築物等の各部分の高さは、当該部分から前面道路(市道宮東妙見町線支線第7号、市道宮東妙見町線支線第8号第1支線及び市道宮東妙見町線支線第8号第2支線を除	—		

		く。)の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたもの以下とする。 ただし、都市計画道路3・3・65茶屋ヶ坂牛巻線から30mの地域についてはこの限りでない。	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとする。とともに、都市計画道路3・3・65茶屋ヶ坂牛巻線の歩行者空間への圧迫感を軽減する等、景観に配慮したものとする。色彩は、落ち着いた色調とする。	
	建築物の緑化率の最低限度	10分の1.5	—
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等とし、周辺市街地に対し圧迫感や閉塞感を与えないよう配慮するとともに、地区施設の利用を妨げないものとする。	

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

## 理 由

周辺地域と調和した良好な環境を維持しつつ、病院の施設整備によるがん患者への高度・先端医療サービスの提供及び救命救急センター及び災害拠点病院としての機能強化により、地域の医療拠点の形成を図る。